

ソフトウェアサービス使用許諾契約書

株式会社ウィンテル（以下「甲」と記載します）は、お客様（以下「乙」と記載します）に、本使用許諾契約書（以下「本契約書」と記載します）に基づいて提供する「OASIS コラボレーションクラウドサービス」（以下「本サービス」と記載します）を使用する権利を下記条項に基づき許諾します。本サービスを使用することによって、乙が本契約書のすべてにご同意いただいたものといたします。

第1章 総則

第1条（本契約書の適用範囲）

1. 本契約書は、本サービスについての甲乙の間のすべての合意を構成し、文書によるか、口頭によるか、事前であるかおよび同時であるかを問わず、あらゆる交渉、議論および合意に取って代わるものです。
2. 甲が、本サービスの円滑な運用を図るため、乙に本契約書において別途定める方法により、必要に応じて通知又は公開掲載した本サービスの利用に関する諸規定は、本契約書の一部を構成します。

第2章 本サービスの内容および料金

第2条（本サービスの内容）

甲は、第5条の利用代金をお支払いいただいた乙に対し、甲と乙の間で別途合意した本サービスの利用期間中（以下「本利用期間」といいます。）、本契約書に反することなく使用できる、譲渡不能で非独占的な権利を許諾します。

第3条（本サービスの利用期間）

1. 本サービスの実施期間及び開始日は別途合意した通りとします。ただし、期間満了前まで乙は第19条の解約を申込まないときは、引き続き同一条件をもって実施期間を自動的に延長されるものとします。
2. 本サービスは試利用期間の設定がある場合があります。なお、試利用期間は別紙に定めるとおりとします。

第4条（本サービスの対象外の事項）

1. 以下の各号に該当する事項は本サービスの対象外とし、乙の判断と責任で行うものとします。
 - (1) 本サービスを利用するために必要なコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他ネットワーク設備の保持・管理、および、コンテンツの保持・管理
 - (2) 以下の各事由による本サービスの中断・障害からの復旧

前号の機器・設備に起因する本サービスの利用不能

乙の不適切な使用、その他乙の責に帰すべき事由に起因する中断・障害

第三者の故意または過失に起因する中断・障害

停電、火災、地震、労働争議等の乙、甲いずれの責にも帰しがたい事由に起因する中断・障害

(3) 前2号の他、本契約書で甲が行うことが明記されていない事項

2. 前項に定める本サービスの対象外の事項について、乙が甲にサービスの提供を求める場合、その提供条件について両者で別途協議し、両者の書面による合意をもって実施するものとします。

3. 本サービスの対象外の事項に起因して、または乙の希望により、甲が以下の各号に定める行為を実施する必要がある場合、これに要する費用は乙の負担とします。

(1) 本サービスの範囲およびその機能の変更

(2) 本サービスに関する維持・運用内容の変更

第5条（本サービスの利用料金）

1. 本利用期間中の本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます。）は、別紙料金表に記載し、定める額とします。

2. 甲は、本サービス内容及び利用料金を、1ヶ月前までに公開することにより、利用者の承諾なしに変更できるものとします。

第6条（利用料金の請求および支払）

1. 乙は本サービス月額利用料金および発生したオプション費用を毎月甲の定める期日及び方法により支払わなければなりません。

2. 甲は、当月分の利用料金の請求書を利用月の翌月15日までに乙に送付します。契約者は請求書受領月の月末までに、甲指定の銀行口座に利用料金を振り込まなければなりません。

3. 乙は甲に対し本サービスに関する費用を支払う場合、支払いを要する額は、当該費用の額に消費税相当額を加算した額になります。

4. 前項の支払期日が経過しても請求額の支払がない場合、乙は、支払期日の翌日から完済まで年14.5%の割合による支払遅延利息を支払うものとします。

5. 料金は、本利用期間の開始月および終了月において日割り計算を行わないものとします。

6. 甲は、理由に如何を問わず、支払いを受けた利用料金の払い戻しは行いません。

7. 年間契約の場合、別途定めた費用と支払条件で甲が請求書を乙に送付します。乙は、30日以内に支払うものとします。

第7条（本サービス内容の変更）

甲は、本契約書の条項、本サービスの内容をいつでも変更する権利があります。本契約書の改訂は、改訂版を公開することによりお知らせします。乙は、定期的に本契約書の改訂を確認する責任を負うものとします。乙は、本契約書、本サービスの変更後に本サービスを継続してご利用いただいた場合には、変更に同意したものとみなされます。

第8条（データの取扱）

1. 乙は、本サービス環境に登録・保存したデータ等のうち、乙が重要と判断したデータ等を自らの責任でバックアップとして保存するものとします。

2. 乙は本サービス利用契約が終了するときには、本サービス環境に登録・保存したデータを、自己責任と費用負担において、必要に応じダウンロードして取得するものとします。なお、サービス利用契約終了した後においては解約前に本サービス環境に登録・保存したデータを、参照・閲覧・操作・取得等することができないものとします。

3. 乙が本サービス環境に登録・保存したデータは、利用契約終了後削除されるものとします。

第3章 甲の責任

第9条（保証の否認）

1. 本サービスは、欠陥も含めて「現状のまま」で提供されます。甲は、法令の範囲内においてあらゆる明示的および黙示的な保証を否認します。特定の目的のために本サービスを選択したこと、ならびに本サービスの品質および性能に関するリスクは、全て乙が負います。

黙示の保証の免責または適用される消費者法令上の権利の制限を法的に認めない地域において、上記免責および制限は乙に適用されない場合があります。

2. 甲およびその指定する者は、乙の本サービスの利用もしくは利用できないことに起因する、またはそれらから派生するすべての結果について、不具合、故障その他原因が何であるかを問わず、また、その発生時期を問わず、乙その他いかなる者に対しても、いかなる保証も行わず、責任を負いません。

3. 甲は、甲の判断により本サービスの業務についてその一部または全部を第三者に委託することが出来るものとします。

第4章 乙の責任

第10条（IDおよびパスワードの管理責任）

1. 乙は、本サービスを利用するための ID およびパスワード等を自己の責任において管理するものとし、その漏洩、使用上の誤りまたは第三者による不正使用等により損害が生じても、甲は一切責任を負わないものとします。
2. 乙は、本サービスの利用に必要となる ID およびパスワード等を甲から貸与されます。乙は、これを乙の責任で管理し、乙の従業員以外の第三者に開示・提供しないものとします。
3. 乙は、前項に従い甲が貸与した ID またはパスワードの漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により、甲に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の損害を甲に賠償する責を負うものとします。

第 11 条（本サービスの利用に関する責任）

データの送信、入力および出力を含むがこれらに限らず乙の本サービスの利用もしくは利用できないことから生ずるあらゆる結果について、適用されるすべての法律上の責任は、それが甲 およびその指定する者に対するものか、第三者に対するものかを問わず、すべて乙にあります。乙は、ID およびパスワードの無断使用、本契約書に違反する行為または甲 およびその指定する者に対し損害を与える行為を発見した場合またはその疑いがある場合には、直ちに甲 に連絡しなければなりません。また、本サービスを構成し、又は本サービスによって提供されるコンテンツのコピーや頒布行為を発見した場合またはその疑いがある場合、ただちにそれらの行為を中止させるよう最善を尽くさなければなりません。

第 12 条（乙からの情報の提供及び提案）

1. 乙は、甲が本サービスを提供するにあたり必要とする情報を、甲に提供するものとします。
2. 甲 は、乙から提供された本サービスについての提案、フィードバック、アイデアまたは他の情報（以下「提案等」といいます。）に関して、知的財産権を含むすべての権利を所有します。乙は、甲 に対しそのような提案等のすべての権利を無償で譲渡すること又は甲 がそのような提案等のすべての権利を無償で利用することを同意したものとします。甲 はその裁量によりかかる提案等を使用することができます。

第 13 条（禁止事項）

乙は本サービスを利用して、以下の各号に定める行為をしてはいけません。

- (1) 本サービスを利用したメール配信代行業務
- (2) コンピュータウイルスその他不正プログラムを送信する行為を含む、著作権、財産権またはプライバシーの侵害など、第三者または甲に不利益を与える行為
- (3) 受信者の許可、承諾のないメール（いわゆる、迷惑メール）を送信する行為
- (4) 本サービスに極端な高負荷を与えるなど、本サービスの運営を妨げる行為およびその恐れのある行為
- (5) 弊社が承認していない営業行為

(6) IDおよびパスワードを不正に使用するなど、本契約書に反する行為

(7) 法令に違反する行為

(8) わいせつその他公序良俗に反する行為

第14条 (乙の協力)

1. 乙は、本サービスの利用のために適切な操作環境ならびに動作環境を確保し、その他甲による本サービス提供に必要な処置を取るものとします。

2. 乙は、本サービス利用に影響を与えるおそれのある乙事業所内のシステムの大幅な変更または追加を行う場合には、本サービスの正常な運用維持のため、事前にその内容について甲に通知するものとします。

3. 甲は、以下の各号の場合、乙に対し、本サービスの利用に関する資料等情報の提供を求めることができるものとし、乙は可能な限りこれに協力するものとします。ただし、乙の機密にかかわる資料等情報の提供については、この限りではないものとします。

(1) 本サービスの故障予防または回復のため合理的な必要性がある場合

(2) 本サービスの技術的または経済的機能向上のため乙、甲両者が別途協議の上必要を認めた場合

(3) 前各号の他乙、甲両者が別途協議の上必要と判断する相当の理由がある場合

第5章 その他

第15条 (通知)

甲は、別途乙から通知され甲が通知先として了承した住所に郵送することにより、乙に通知することができます。乙は、郵送することによって、甲に通知することができます。

第16条 (秘密保持)

1. 乙および甲は、本サービスの利用により知り得た相手方の販売上、技術上またはその他の業務上の秘密を本サービス利用のためにのみ使用するものとし、相手方の承諾なしに第三者に公表または漏洩しないものとします。ただし、法令により情報の開示を求められた場合は、相手方への書面による通知のうえ、開示することができるものとします。但し、以下各号の情報は本条の秘密に該当しないものとします。

(1) 既に公知の情報および開示後受領者の責めによらず公知となった情報

(2) 本サービスにより知り得た以前から保有していた情報

(3) 本サービスにより知り得た情報に依存せずに独自に開発・発見した情報

(4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

2. 本条の規定は、本契約の終了後も3年間効力を有するものとします。

第 17 条（知的所有権の帰属等）

1. 本サービスにおいて甲が乙に提供する一切の著作物に関する著作権および著作者人格権ならびにそれらに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、甲またはその他の正当な権利者に帰属します。

2. 乙は、本サービスおよび前項の提供物を以下の各号のとおり取り扱うものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 法令に反する行為または公序良俗に反する目的で本サービスを利用しないこと。

3. 本条の規定は、契約の終了後も効力を有するものとします。

第 18 条（甲による本サービスの一時停止および契約の解除）

1. 甲は、乙が以下の各号のいずれかに該当する場合、事前にまたは緊急の場合は事後に、電子メールまたは書面で通知し、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または契約を解除できるものとします。

(1) 第 5 条各項の規定に反し、乙が甲への支払を行わない場合。

(2) 乙の信用につき不安が生じていると甲が判断した場合。これには、自己振出の手形または小切手が不渡処分を受けた場合、差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があった場合、租税滞納処分を受けた場合、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続もしくはこれらに類する各国の手続の申立があった場合、清算に入った場合、解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合、およびその他財産状態が悪化しましたはその恐れがあると認められる相当の事由がある場合が含まれますがこれらに限りません。

(3) 本サービスの運営を妨害または甲の名誉信用を毀損した場合

(4) 本契約書に違反した場合

2. 甲は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、乙に対し事前にまたは緊急の場合は事後に通知し、本サービスの全部または一部の提供を一時停止できるものとします。

(1) 本サービスの保守点検等の作業を定期的にまたは緊急に行う場合

(2) 本サービスに故障等が生じた場合

(3) 停電、火災、地震、労働争議その他甲の責に帰さない事由により本サービスの提供が困難な場合

(4) 前各号他本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合

3. 天災地変その他の不可抗力により、本サービスの全部もしくは一部が滅失または破損し、本サービスの使用が不可能となった場合、甲はその旨を乙に通知して本契約を解約することができます。

4. 本条により本サービスが一時停止し、または本契約が解約された場合でも、本契約書に特別の規定がある場合を除き、甲は、乙その他いかなる者に対しても、乙が本サービスに保存していたデータの消失を含むいかなる損失、損害についても、いかなる責任も負担しないものとします。

第 19 条 （乙による本契約の解除）

1. 乙は甲に解約の申込を行うことにより、サービス利用契約を解約し、本サービスの利用を終了することができるものとします。乙は本サービス利用契約を解約するときには、書面または電子メールにて甲に解約の申込を行うものとします。この場合、甲が通知を受領した 30 日後に本契約が終了するものとします。但し、本サービス利用申込時に指定した利用期間の残存期間に相応する利用料金は返還されません。

2. 年間契約場合、甲・乙協議のうえ、本契約を解除することができるものとします。この場合、乙は甲が定める解約損害金を乙に支払うものとします。

第 20 条 （本サービス終了時の処理）

1. 本契約が期間満了、解約または解除により終了した場合、乙は、本サービスを一切使用できないものとし、甲から提供された一切の物品を直ちに甲に返還するかまたは甲の指示に従って廃棄し、甲からの求めがあった場合には、返却または廃棄した旨の証明書を甲に交付しなければなりません。

2. 本契約が終了した場合、終了時に本サービスに登録されている、乙が入力および送信したデータを含む本サービス利用により生じた全てのデータは甲の裁量により甲が削除します。

第 21 条 （損害賠償）

1. 乙が、本契約書の違反により甲に損害を与えた場合、乙は、甲が被った損害を賠償する責めを負うものとします。

2. 乙が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、甲を免責し、損害を与えないものとします。

3. 甲は、本契約書に特別の規定がある場合および甲の故意又は重大な過失がある場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、乙その他いかなる者に対しても、本サービスの不具合・故障、第三者による本サービスへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。

4. 甲が乙に対し損害賠償責任を負う場合、甲が負担する賠償金の累積額は、乙が甲に支払った本サービスの利用料金の直近 6 ヶ月分の合計額（6 ヶ月に満たない場合は甲に支払った本サービスの利用料金の総額）を上限とします。

5. 甲は、本契約書に特別の規定がある場合を除き、いかなる場合にも、自己の責に帰すことのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間

接的損害、派生的損害、逸失利益並びにデータおよびプログラム等の無体物に生じた損害については、賠償責任を負わないものとします。

第 22 条（権利義務の譲渡制限）

乙は、甲の書面による事前承諾を得ることなく、本契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に貸与し、譲渡しまたは担保提供等できないものとします。

第 23 条（紛争の解決）

本契約書の条項または規定に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

本契約は日本国の法律を準拠法とします。本契約もしくは本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。本契約書の条項のいずれかが、管轄を有する裁判所により無効または強制不能と判断された場合には、当該条項は、無効または強制不能とされた条項の意向をできるだけ反映する内容で解釈されるものとし、他の条項は有効に存続します。本契約は「国際物品売買契約に関する国連条約」の適用を受けないものとします。